

赤農委告示第1号

令和5年3月10日

赤磐市農業委員会 会長 岡森 裕幸



農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、農地法施行規則第17条第2項の適用による下限面積(別段面積)の取扱い基準及び平成21年12月15日付赤農委告示第1号(下限面積の別段面積設定)は、令和5年3月31日限り廃止する。